

職業生活と家庭生活の両立支援や
パートタイム労働者・有期契約労働者の雇用管理の改善に取り組む
事業主の皆さまへ

両立支援助成金
均衡待遇・正社員化推進奨励金
のご案内

●両立支援助成金

従業員の職業生活と家庭生活の両立を支援するための制度を導入し、利用を促進した事業主または事業主団体に対して支給する助成金で、次の3種類があります。

①事業所内保育施設設置・運営等支援助成金(※1)	
②子育て期短時間勤務支援助成金	
③中小企業両立支援助成金	● 代替要員確保コース ● 休業中能力アップコース ● 継続就業支援コース ● 中小企業子育て支援助成金

※1 ①事業所内保育施設設置・運営等支援助成金のうち、平成24年度の設置費・増築費（平成24年1月～12月運営開始分）については、支給予定件数が予算の上限に達しましたので、今後申請いただいても支給することはできません。

●均衡待遇・正社員化推進奨励金

パートタイム労働者や有期契約労働者の雇用管理の改善を図るため、正社員への転換制度や正社員と共通の処遇制度などを設け(※2)、実際に制度を適用(※3)した事業主に対して支給する奨励金です。

※2 制度の内容および制度が適用されるための合理的な条件(人事評価結果など客観的に確認可能な要件・基準、手続、実施時期など)を、すべての事業所に適用される労働協約または就業規則に明示することが必要です。

※3 就業規則は労働基準監督署に届け出る必要があります。届出前に制度を適用した場合は、奨励金の対象になりません。

- これらの助成金・奨励金の内容は、平成25年度以降に変更の可能性があります。
- 申請総額が予算額を超過した場合、申請状況により予算額が不足することが見込まれる場合は、予算の範囲内において支給します。
- ここに記載されている事項以外にも詳細な要件が定められています。
- この助成金・奨励金は、全額事業主負担である雇用保険二事業及び社会復帰促進等事業で行われています。

助成金・奨励金の詳細や支給申請については、
最寄りの都道府県労働局雇用均等室へお問い合わせください！

◆厚生労働省のホームページ(<http://www.mhlw.go.jp>)もご覧ください。

【両立支援助成金】

トップページ> 分野別の政策> 子ども・子育て> 職場における子育て支援> 事業主の方へ> 事業主の方への給付金のご案内

【均衡待遇・正社員化推進奨励金】

トップページ> 分野別の政策> 雇用・労働> パート・派遣・有期労働> パート・派遣・有期の労働者を雇用する事業主の方へ



厚生労働省・都道府県労働局

「両立支援助成金」の概要と支給額

◆中小企業の範囲(業種ごとのAまたはBに該当すれば中小企業、それ以外が大企業になります)

①事業所内保育施設設置・運営等 支援助成金

	小売業	サービス業	卸売業	その他の業種
A.資本金・出資の額	5千万円以下	5千万円以下	1億円以下	3億円以下
B.常用労働者数	50人以下	100人以下	100人以下	300人以下

労働者のための保育施設を事業所内(労働者の通勤経路またはその近接地域を含む)に設置、増築など行う事業主・事業主団体にその費用の一部を助成。保育遊具等購入費用の一部についても助成。

助成対象	助成率(④は助成額)
①設置費	【大企業】2分の1【中小企業】3分の2
②増築費	2分の1など
③運営費	1～5年目 :【大企業】2分の1【中小企業】3分の2 6～10年目 :3分の1
④保育遊具等購入費	10万円を控除した額

②子育て期短時間勤務支援助成金

◆企業規模は常時雇用する労働者数で区分します。

子育て期の労働者が利用できる短時間勤務制度を導入し、利用者が初めて出た場合、事業主に支給。

○子育て期の労働者とは、小学校3年生修了までの子どもを養育する労働者をいい、短時間勤務制度は、少なくとも小学校就学の始期に達するまで(6歳に達する日の属する年度の3月31日まで)(※)の子を養育する労働者が利用できる制度であることが必要です。

※100人以下企業で、平成24年6月30日までに短時間勤務制度を開始する場合は、取扱いが異なります。

企業規模	制度利用者1人目	制度利用者2人目以降(1人当たり)☆
100人以下企業	40万円	15万円
101人以上企業	30万円	10万円

☆5年間、1企業当たり延べ10人まで(100人以下企業は5人まで)

③中小企業両立支援助成金

◆それぞれ、常時雇用する労働者数で区分した 300人以下企業 内の企業が対象になります。

代替要員確保コース

300人以下企業

以下に当てはまる場合に支給。

- 育児休業を終了した労働者を、原職または原職相当職に復帰させる旨の取り扱いを就業規則などに規定
- 休業取得者の代替要員を確保
- 休業取得者を原職または原職相当職に復帰させたなど

支給対象労働者1人当たり	15万円
--------------	------

☆1企業当たり5年間、1年度延べ10人まで。

休業中能力アップコース

300人以下企業
または
構成企業の過半数
が300人以下企業
の事業主団体

育児休業または介護休業取得者を円滑に職場復帰させることを目的として、次のいずれか1つ以上の職場復帰プログラムを実施した場合に支給。

- ①在宅講習 ②職場環境適応講習
- ③職場復帰直前講習 ④職場復帰直後講習

支給限度額	21万円
-------	------

☆1企業当たり育児・介護それぞれ5年間、1年度延べ20人まで。

継続就業支援コース

100人以下企業

以下に当てはまる場合に支給。

- 育児休業取得者を原職または原職相当職に復帰させ、1年以上継続して雇用
- 両立を支援する制度の内容の理解や利用促進のための職場研修を実施など

育児休業取得者	支給額
1人目	40万円
2人目から5人目まで	15万円

☆平成23年10月1日以後に初めて育児休業を終了した労働者が出た場合に対象となります。

中小企業子育て支援助成金

100人以下企業

平成18年4月1日以後に初めて育児休業取得者が出た場合で、休業取得者が復職後1年以上継続して勤務したなど、一定の要件を満たした場合に支給。

育児休業取得者	支給額
1人目	70万円
2人目から5人目まで	50万円

☆平成23年9月30日までに育児休業を終了した労働者までが対象となります。

「均衡待遇・正社員化推進奨励金」の概要と支給額

以下の制度が奨励金の対象になります。それぞれの制度は、パートタイム労働者と有期契約労働者の両方、またはどちらか一方を対象とすることが必要です。

支給対象期間は、制度導入から2年間(短時間正社員制度は5年間)です。

①正社員転換制度

◆①②③⑤の制度について、中小企業の範囲は、前ページの表のとおりです。

I 制度導入(対象労働者1人目) 正社員へ転換するための制度(*1)を導入し、実際に1人以上転換させた事業主に支給	支給額: 1事業主につき	
	中小企業 40万円	大企業 30万円
II 転換促進(対象労働者2人目~10人目) 2人以上正社員に転換させた事業主に対して、対象労働者10人目まで支給	支給額: 労働者1人につき	
	中小企業 20万円	大企業 15万円
	母子家庭の母等の場合 中小企業:30万円、大企業:25万円	

*1 面接試験や筆記試験など試験の内容が明示されていること、人事評価による選考や推薦など公正な選考過程が設けられていること、正社員転換時期や転換試験実施時期が明確にされていることが必要です。

②共通処遇制度

正社員と共通の処遇制度(*2)を導入し、実際に対象労働者に適用した事業主に支給	支給額: 1事業主につき	
	中小企業 60万円	大企業 50万円

*2 職務または職能に応じた3区分以上の格付け区分(主任・係長・課長、1級・2級・3級など)を設け、その区分に応じた基本給、賞与などの待遇を定めていること、パートタイム労働者・有期契約労働者の格付け区分が正社員と2区分以上同じであることが必要です。

③共通教育訓練制度

正社員と共通の教育訓練制度(Off-JTに限る)(*3)を導入し、1人につき6時間以上の教育訓練を延べ10人以上(大企業は30人以上)に実施した事業主に支給	支給額: 1事業主につき	
	中小企業 40万円	大企業 30万円

*3 正社員と「共通」「同等」の教育訓練であることが明示され、教育訓練の内容・時間数などが明確にされていることが必要です。

④短時間正社員制度

◆中小規模事業主:常時雇用する労働者が300人を超えない事業主
大規模事業主:中小規模事業主以外の事業主

I 制度導入(対象労働者1人目) 短時間正社員制度(*4)を導入し、実際に1人以上に適用した事業主に支給	支給額: 1事業主につき	
	中小規模 40万円	大規模 30万円
II 定着促進(対象労働者2人目~10人目) 2人以上に適用した事業主に対して、対象労働者10人目まで支給	支給額: 労働者1人につき	
	中小規模 20万円	大規模 15万円
	母子家庭の母等の場合 中小規模:30万円、大規模:25万円	

*4 1日の所定労働時間、週または月の所定労働時間、週または月の所定労働日数のいずれかを、フルタイムの正社員と比較して一定程度短縮する制度であることが必要です(ただし、在宅勤務で利用する短時間正社員制度は除きます)。

⑤健康診断制度

パートタイム労働者・有期契約労働者に対する健康診断制度(法令上実施義務のあるものを除く)(*5)を導入し、実際に延べ4人以上に実施した事業主に支給	支給額: 1事業主につき	
	中小企業 40万円	大企業 30万円

*5 健康診断の経費について、雇入時健康診断と定期健康診断については全額、人間ドックと生活習慣病予防検診については半額以上を事業主が負担することが明確にされており、実際に負担していることが必要です。

助成金・奨励金に関するお問い合わせは、**都道府県労働局雇用均等室**へ

労働局名	電話番号	FAX番号	郵便番号	所在地
北海道	011-709-2715	011-709-8786	060-8566	札幌市北区北8条西2丁目1番1号 札幌第1合同庁舎9階
青 森	017-734-4211	017-777-7696	030-8558	青森市新町2丁目4番25号 青森合同庁舎
岩 手	019-604-3010	019-604-1535	020-0045	盛岡市盛岡駅西通1丁目9番15号 盛岡第2合同庁舎
宮 城	022-299-8844	022-299-8845	983-8585	仙台市宮城野区鉄砲町1番地 仙台第4合同庁舎
秋 田	018-862-6684	018-862-4300	010-0951	秋田市山王7丁目1番4号 秋田第2合同庁舎2階
山 形	023-624-8228	023-624-8246	990-8567	山形市香澄町3丁目2番1号 山交ビル3階
福 島	024-536-4609	024-536-4658	960-8021	福島市霞町1番46号 福島合同庁舎
茨 城	029-224-6288	029-224-6265	310-8511	水戸市宮町1丁目8-31
栃 木	028-633-2795	028-637-5998	320-0845	宇都宮市明保野町1番4号 宇都宮第2地方合同庁舎
群 馬	027-210-5009	027-210-5104	371-8567	前橋市大渡町1丁目10番7号 群馬県公社総合ビル
埼 玉	048-600-6210	048-600-6230	330-6016	さいたま市中央区新都心11-2 ランド・アクシス・タワー16階
千 葉	043-221-2307	043-221-2308	260-8612	千葉市中央区中央4丁目11番1号 千葉第2地方合同庁舎
東 京	03-3512-1611 03-6893-1100	03-3512-1555	102-8305	千代田区九段南1-2-1 九段第3合同庁舎14階
神奈川	045-211-7380	045-211-7381	231-8434	横浜市中区北仲通5丁目57番地 横浜第2合同庁舎13階
新 潟	025-288-3511	025-288-3518	950-8625	新潟市中央区美咲町1丁目2番1号 新潟美咲合同庁舎2号館4階
富 山	076-432-2740	076-432-3959	930-8509	富山市神通本町1丁目5番5号
石 川	076-265-4429	076-221-3087	920-0024	金沢市西念3丁目4番1号 金沢駅西合同庁舎
福 井	0776-22-3947	0776-22-4920	910-8559	福井市春山1丁目1番54号 福井春山合同庁舎
山 梨	055-225-2859	055-225-2787	400-8577	甲府市丸の内1丁目1番11号
長 野	026-227-0125	026-227-0126	380-8572	長野市中御所1丁目22番1号
岐 阜	058-245-1550	058-245-7055	500-8723	岐阜市金竜町5丁目13番地 岐阜合同庁舎
静 岡	054-252-5310	054-252-8216	420-8639	静岡市葵区追手町9番50号 静岡地方合同庁舎5階
愛 知	052-219-5509	052-220-0573	460-0008	名古屋市中区栄2丁目3番1号 名古屋広小路ビルデング11階
三 重	059-226-2318	059-228-2785	514-8524	津市島崎町327番2号 津第2地方合同庁舎
滋 賀	077-523-1190	077-527-3277	520-0051	大津市梅林1丁目3番10号 滋賀ビル
京 都	075-241-0504	075-241-0493	604-0846	京都市中京区両替町通御池上ル金吹町451
大 阪	06-6941-8940	06-6946-6465	540-8527	大阪市中央区大手前4丁目1番67号 大阪合同庁舎第2号館
兵 庫	078-367-0820	078-367-3854	650-0044	神戸市中央区東川崎町1丁目1番3号 神戸クリスタルタワー 15階
奈 良	0742-32-0210	0742-32-0214	630-8570	奈良市法蓮町387番地 奈良第3地方合同庁舎
和歌山	073-488-1170	073-475-0114	640-8581	和歌山市黒田2丁目3番3号 和歌山労働総合庁舎4階
鳥 取	0857-29-1709	0857-29-4142	680-8522	鳥取市富安2丁目89番9号
島 根	0852-31-1161	0852-31-1505	690-0841	松江市向島町134番10号 松江地方合同庁舎5階
岡 山	086-224-7639	086-224-7693	700-8611	岡山市北区下石井1丁目4番1号 岡山第2合同庁舎
広 島	082-221-9247	082-221-2356	730-8538	広島市中区上八丁堀6番30号 広島合同庁舎第2号館
山 口	083-995-0390	083-995-0389	753-8510	山口市中原町6番16号 山口地方合同庁舎2号館
徳 島	088-652-2718	088-652-2751	770-0851	徳島市徳島町城内6番地6 徳島地方合同庁舎4階
香 川	087-811-8924	087-811-8935	760-0019	高松市サンポート3番33号 高松サンポート合同庁舎2階
愛 媛	089-935-5222	089-935-5223	790-8538	松山市若草町4番3号 松山若草合同庁舎
高 知	088-885-6041	088-885-6042	780-8548	高知市南金田1番39号
福 岡	092-411-4894	092-411-4895	812-0013	福岡市博多区博多駅東2丁目11番1号 福岡合同庁舎新館
佐 賀	0952-32-7218	0952-32-7224	840-0801	佐賀市駅前中央3丁目3番20号 佐賀第2合同庁舎
長 崎	095-801-0050	095-801-0051	850-0033	長崎市万才町7番1号 住友生命長崎ビル3階
熊 本	096-352-3865	096-352-3876	860-8514	熊本市西区春日2-10-1 熊本地方合同庁舎9階
大 分	097-532-4025	097-537-1240	870-0037	大分市東春日町17番20号 大分第2ソフィアプラザビル4階
宮 崎	0985-38-8827	0985-38-8831	880-0805	宮崎市橘通東3丁目1番22号 宮崎合同庁舎2階
鹿児島	099-222-8446	099-222-8459	892-0847	鹿児島市西千石町1番1号 鹿児島西千石第一生命ビル
沖 縄	098-868-4380	098-869-7914	900-0006	那覇市おもろまち2丁目1番1号 那覇第2地方合同庁舎1号館3階